

仕様書

1 件名

物流特殊指定に関する講習動画及びソフトウェア業の取引適正化に関する講習動画の制作業務

2 概要

本業務は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法の普及・啓発事業に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（以下、「物流特殊指定」という。）」、優越的地位の濫用規制及び下請法の概要について講習動画（以下、「物特講習動画」という。）を作成し、公正取引委員会ホームページに掲載することで、事業者が任意に利用でき、かつ、適切に物流特殊指定等の概要を学べるようにするものである。また、令和4年6月29日に公正取引委員会が公表した「ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書」に基づき、ソフトウェア業界向けの講習動画（以下、「ソフトウェア業講習動画」という。）を作成し、当委員会ホームページに掲載することで、事業者が任意に利用でき、かつ、適切にソフトウェア業における優越的地位の濫用規制及び下請法の概要等を学べるようにし、不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の対応強化を図るものである。

物特講習動画については全1時間以上1時間30分以内の動画を制作し、ソフトウェア業講習動画については全40分以上50分以内の動画を制作するものである（以下、物特講習動画及びソフトウェア業講習動画の両方を指して「本動画等」という。）。

なお、本動画等は、公正取引委員会ホームページ、公正取引委員会 YouTube 等を利用して配信することにより多くの人に視聴されることを前提としている。

3 納入期限等

(1) 納入期限

令和4年11月28日（月）

(2) 納入場所

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

(3) 成果物の納入

成果物は、次の規格・要件で納入するものとする。

ア 動画の規格は、16：9とする。

イ 動画の成果物は、仕様に合わせて以下を制作するものとする。

- (ア) DVDディスク 計2枚（物特講習動画で1枚、ソフトウェア業講習動画で1枚に収めること。ただし、容量に合わせて協議の上変更可能である。）
- (イ) データの形式 Cisco Webex Meetings、YouTube 及び公正取引委員会のホームページなど全ての媒体で動画及び音声の再生が可能なものとする。

4 業務内容

受託者は、本動画等の各目的、独占禁止法及び下請法の趣旨を理解し、前記3の条件等を含め本動画等の制作に係る全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

受注者は、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課（以下「公正取引委員会」という。）が提供する本動画等に係るスライドデータ（Microsoft PowerPoint 版）及び台本データ（Microsoft Word 版）を基に、本動画等を作成する。

(2) 制作

本動画等のスライドデータ及び台本データに基づき、本動画等の制作を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ア 著作権については、必要に応じて、動画に関し公正取引委員会が所有、使用する等の目的に応じた必要な手続
- イ ナレーター、協力者の交渉・許可
- ウ 使用料、ナレーター費用、交通費等撮影・制作に必要な費用の負担
- エ その他動画の制作に必要とする一切の業務

(3) 編集

本動画等の完成までに、公正取引委員会による内容確認及び修正等の指示を受ける。

ナレーションは、公正取引委員会が提供する台本データを用いて視聴者（受講者）が聴き取りやすい速度で読み上げるものとする。

ア 物特講習動画について

物特講習動画は、第1部ないし第3部並びに各部において丸番号の付された章ごとに区切りを入れ、YouTube 等で各章を容易にアップできるようチャプター、その他必要な編集を行うこと。

- ①講習動画の表題及び本動画において利用した資料等【表題及びスライド1】
第1部「優越的地位の濫用規制等の概要」

- ②物流特殊指定とは【スライド2～3】
- ③優越的地位の濫用規制とは【スライド4～5】
- ④下請法の概要【スライド6】
- ⑤下請法と独占禁止法との関係【スライド7】
- ⑥下請法で用いる用語の定義【スライド8】
- ⑦親事業者の義務及び禁止行為【スライド9】
- ⑧下請法の適用対象【スライド10～13】
- ⑨親事業者の義務とは【スライド14】
- ⑩発注書面を交付する義務【スライド15】
- ⑪取引に関する記録の作成・保存義務【スライド16～18】
- ⑫支払期日を定める義務【スライド19】
- ⑬遅延利息を支払う義務【スライド20】
- ⑭親事業者の禁止行為【スライド21】

第2部「物流特殊指定の概要」

- ⑮物流特殊指定とは【スライド22】
- ⑯物流特殊指定の適用対象（委託内容）【スライド23】
- ⑰物流特殊指定の適用対象（資本金関係）【スライド24】
- ⑱物流特殊指定の適用対象（特定荷主とみなす場合）【スライド25～26】
- ⑲物流特殊指定と下請法における禁止行為の比較【スライド27】
- ⑳代金の支払遅延【スライド28】
- ㉑代金の減額【スライド29】
- ㉒買ったとき【スライド30】
- ㉓物の購入強制・役務の利用強制【スライド31】
- ㉔割引困難な手形の交付【スライド32】
- ㉕不当な経済上の利益の提供要請【スライド33】
- ㉖不当な給付内容の変更及びやり直し【スライド34】
- ㉗要求拒否に対する報復措置【スライド35】
- ㉘情報提供に対する報復措置【スライド36】
- ㉙物流特殊指定における違反行為への対処【スライド37】

イ ソフトウェア業講習動画について

ソフトウェア業講習動画は、丸番号の付された部ごとに区切りを入れ、YouTube等で各部を容易にアップできるようチャプター、その他必要な編集を行うこと。

①講習動画の表題【表題】

- ②本動画において利用した資料①【スライド1】
- ③下請法の概要【スライド3】
- ④下請法と独占禁止法との関係【スライド4】
- ⑤下請法で用いる用語の定義【スライド5】
- ⑥親事業者の義務及び禁止行為【スライド6】
- ⑦下請法の適用対象【スライド7】
- ⑧下請法の取引内容①【スライド8】
- ⑨情報成果物作成委託（プログラム）の資本金区分【スライド10】
- ⑩取引階層別の事業者の状況【スライド11】
- ⑪下請法の対象とならない取引の存在【スライド12】
- ⑫親事業者の4つの義務【スライド13】
- ⑬書面の交付義務【スライド14】
- ⑭書類の作成・保存義務①【スライド15】
- ⑮支払期日を定める義務【スライド17】
- ⑯遅延利息を支払う義務【スライド18】
- ⑰優越的地位の濫用規制とは【スライド19】
- ⑱優越的地位の濫用を構成する3つの要素【スライド20】
- ⑲優越的地位の濫用規制及び下請法の執行強化【スライド21】
- ⑳多重下請構造【スライド23】
- ㉑ソフトウェア開発の流れとソフトウェア制作取引の特性【スライド24】
- ㉒下請法禁止行為に該当すると考えられる経験【スライド25】
- ㉓下請法禁止行為に該当し得る経験談①【スライド26】
- ㉔多重下請構造から生じ得る問題点【スライド28】
- ㉕多重下請構造から生じ得る問題の経験談【スライド29】
- ㉖「中抜き」事業者の定義と実感【スライド30】
- ㉗「中抜き」事業者の存在を感じた理由【スライド31】
- ㉘「中抜き」事業者の類型と性格【スライド32】
- ㉙「中抜き」事業者が介在する問題点【スライド33】
- ㉚アジャイル開発における発注書面・補充書面【スライド35】
- ㉛大手事業者のコンプライアンス活動【スライド36】
- ㉜フリーランスSEへのしわ寄せ【スライド37】

(4) 校正

校正は1回行う。

5 見積り合わせの手続

(1) 見積書等の提出

ア 提出期限

令和4年11月8日(火)正午

イ 提出方法

電子メールの方法による。

提出先メールアドレス：open-counter@jftc.go.jp

※ただし、電子メールによる提出が困難な場合に限り、以下の場所に、持参、郵送及びFAXを認める。

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

ウ 提出書類

(ア) 見積書(消費税込みの総額を明示、社印・代表者印の省略可)

(イ) 令和04・05・06年度における資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果(契約の相手方、契約金額)は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト(調達情報)】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

6 留意事項

本業務においては、次の(1)ないし(7)までの事項に従うこと。

- (1) 業務遂行に当たり、法令等を遵守し適切な成果が上げられるよう努め、公正取引委員会にとって最適な支援を行うこと。
- (2) 受注者は、前記4の業務内容に従い、原則として公正取引委員会が渡す資料や公正取引委員会との業務を基に、本動画等の内容を企画・作成することとし、公正取引委員会は、これを監修するものとする。したがって、受注者は作成した本動画等の内容について、公正取引委員会が必要な修正を求めることを了承すること。また、受注者が本動画等の制作過程において別途案を作成した場合には、その都度、公正取引委員会の了承を得ること。
- (3) 本動画等の制作を円滑に行うため、受注者は窓口担当者を置くとともに、公正取引委員会と常時連絡が取れる体制をとることとし、窓口担当者を変更するなど

体制を変える場合には、事前に公正取引委員会と協議し了承を得ること。

- (4) 受注者は、本業務の目的を達成するため、打合せを密にした上で、打合せ内容を要点筆記した記録簿を作成すること。
- (5) 受託者は、あらかじめ作業計画及び工程表を提出すること。
- (6) 受注者は、納品前に公正取引委員会による成果物の検査を受け、当該検査に合格した成果物を納品すること。検査の結果、不備が認められた場合、受注者は、不備のないよう成果物を再度制作して納品することとする。

なお、受注者は、不測の事態により定められた期限までに成果物の納品が困難となった場合は、遅滞なくその旨を公正取引委員会に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、業務の遅れを回復するように努めること。

- (7) 本業務の全部を第三者（子会社を含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせることは認めない。ただし、本業務の適正な履行のために必要な範囲において一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合（以下、この場合を「再委託」という。）は、書面により事前に公正取引委員会に申請し、その承認を得ること。

なお、本業務の一部を再委託する場合には、本業務に関する再委託先の行為及び不作為の全てについて責任を負うこと。

7 データの保護・著作権等について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報、また公正取引委員会が提出する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者（子会社を含む。以下同じ）に漏らしてはならず、秘密を保持すること。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、公正取引委員会が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、公正取引委員会から提供された資料等を公正取引委員会の承諾なく複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、業務に関する事項が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを公正取引委員会に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 著作権の帰属

公正取引委員会へ納入した成果物に係る一切の権利は公正取引委員会に帰属す

る。

(6) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応し、公正取引委員会は責任を負わない。このため、本件成果物に関し公正取引委員会に対する争いとなった等の場合には、受託者は、公正取引委員会からの要請に応じ全面的に協力するものとする。

8 問い合わせ先

(1) 仕様関係

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 1 3 階

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話：03-3581-1882

(2) 調達手続関係

東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 1 4 階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。